

証券コード7049
2023年5月10日
(電子提供措置の開始日 2023年5月2日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階

株式会社 識 学
代表取締役社長 安 藤 広 大

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第8期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ir.shikigaku.jp/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

株主様においては、株主総会開催時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況や、ご自身の健康状態を考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

書面又はインターネットによる議決権行使に当たっては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、3～4ページに記載のご案内に従って、2023年5月25日（木曜日）午後5時30分までに「議決権行使書が到着するようご送付」又は「インターネットでのご入力を完了」頂きますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2023年5月26日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi
田町ステーションタワーS 4階 TKPガーデンシティPREMIUM田町
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照頂き、お間違いのないようご注意ください。) |

3. 目的事項

報告事項

1. 第8期(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

資本金の額の減少の件

第2号議案

取締役4名選任の件

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。  
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにご修正内容を掲載させていただきます。  
お土産の配布はございません。何卒ご了承ください。

#### <株主総会当日のライブ配信について>

株主総会当日の模様を、インターネットでライブ配信いたします。具体的な視聴方法につきましては、郵送でお送りした「第8期定時株主総会招集ご通知」に同封されている「第8期定時株主総会のライブ配信に関するお知らせ」をご確認ください。

ただし、本ライブ配信からは議場での議決権行使及びご質問を承ることはできませんので、予めご了承のほどお願い申し上げます。また、配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、予めご了承ください。



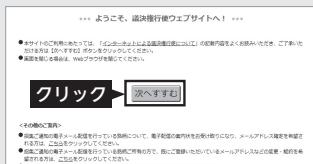
# インターネットによる議決権行使のご案内

## ■ 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.tosyodai54.net>

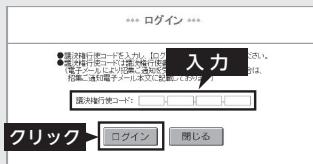


1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



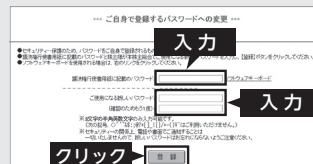
「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ■ スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※ QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。  
インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

### インターネットによる議決権行使についての注意事項

- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
- ※ パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

東京証券代行株式会社

 **0120-88-0768**

(受付時間：午前9時～午後9時)

# 第8期 事業報告

(自 2022年3月1日)  
(至 2023年2月28日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然厳しい状況にあるなか、ワクチン接種率上昇などにより新規感染者数が抑制され、活動制限の緩和により消費活動が徐々に正常化に向かう一方、急激な円安による為替相場の変動やロシア・ウクライナ情勢に起因する資源価格の高騰など、景気の先行きは不透明感を増している状況にあります。当社を取り巻く環境として、「従業員を結果で管理する」、「ルールに基づく組織運営により働く場所に関係なく結果を出す」といった組織の生産性向上を図ることに對する市場ニーズは強く、当社サービスの需要は引き続き高い状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは「識学を広める事で人々の持つ可能性を最大化する」という企業理念のもと、組織コンサルティング事業においては、積極的な講師人材の採用及び育成、講師の品質管理を徹底的に行いながら、「識学」が顧客の組織に浸透する状態を実現するべくサービス提供を行ってまいりました。スポーツエンタテインメント事業においては、2022年10月に開幕した2022-23シーズンでB1昇格を実現するためにチーム強化への積極的な投資を行いつつ、地域密着型クラブとしてのさらなる認知度向上のため、マーケティング活動やスポンサー獲得の積極的な営業活動を行ってまいりました。VCファンド事業及びハンズオン支援ファンド事業においては、識学2号投資事業有限責任組合が新たに7社に対して、新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合が新たに1社に対して出資を実行するなど、積極的な投資を行ってまいりました。

なお、当社及び当社連結子会社が保有する投資有価証券の一部について、帳簿価額に比べて実質価額が著しく低下したため、投資有価証券評価損194百万円を当連結会計年度において特別損失として計上しております。また、受託開発事業において、同事業からの撤退を決定したことにより、取引先と締結していた業務委託契約の解除に伴う違約金30,400千円が発生し、同費用を当連結会計年度において特別損失として計上しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は4,458,325千円(前年同期比16.6%増)、EBITDA(営業利益+減価償却費+のれん償却費+敷金償却費)は28,787千円(前年同期比93.3%減)、組織コンサルティング事業において受注額が当連結会計年度の目標に未達であった影響により営業損失は57,459千円(前連結会計年度は営業利益359,917千円)、経常損失は73,095千

円（前連結会計年度は経常利益346,988千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は252,103千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益224,911千円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、従来報告セグメントとしていた「受託開発事業」について、同事業からの撤退を決定したことにより重要性が乏しくなったため、報告セグメントから除いております。

#### （組織コンサルティング事業）

##### ① マネジメントコンサルティングサービス

当連結会計年度においては、採用済みの講師候補の育成と顧客基盤拡大のための積極的なマーケティング活動による投資を継続してまいりました。講師数は前連結会計年度末から12名増加し85名となりました。

この結果、当連結会計年度末時点の累計契約社数は3,516社（前連結会計年度末は2,873社）となりました。当連結会計年度のマネジメントコンサルティングサービス売上高は2,408,719千円（前年同期比11.2%増）となりました。

##### ② プラットフォームサービス

当連結会計年度においては、「識学」に基づく組織運営が“定着”するまで継続的に運用支援を行う「識学 基本サービス」の拡販に注力してまいりました。

「識学 基本サービス」には、「識学」が組織に徹底できている状態を5つの軸と6段階のフェーズに分類し、フェーズの診断を実施することで顧客が解決すべき組織課題を明確にする機能があります。この機能により明確になった組織課題に対して講師とカスタマーサポート担当で構成する担当チームが課題解決に向けたサポートを実施することによって「識学基本サービス」に対する顧客満足度の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度末における識学基本サービスの契約社数は546社（前連結会計年度末は524社）、識学クラウドの契約社数は91社（前連結会計年度末は115社）、識学基本サービスライト（旧識学会員）の会員数は239社（前連結会計年度末は248社）となりました。

また、当連結会計年度のプラットフォームサービス売上高は1,616,212千円（前年同期比39.7%増）となりました。

上記の結果、当連結会計年度の組織コンサルティング事業における売上高は4,024,931千円（前年同期比21.2%増）、営業利益は167,225千円（前年同期比70.4%減）となりました。

#### （スポーツエンタテインメント事業）

当連結会計年度においては、B1リーグへの昇格を目指してチームの強化を行いながら「地域密着型クラブ」として地域スポーツ振興を普及することを目的とした取組みを行ってまいりました。当連結会計年度においては、2022-23シーズンのスポンサー獲得に向けた営業活動及び営業人員の採用、主要な収益基盤の1つである企業版ふるさと納税のさらなる拡充にむけた地方公共団体との連携強化に努めてまいりました。2022-23シーズンのスポンサーからの受注額は232,874千円（前年同期比49.4%増）と順調に推移したものの、チーム強化に向けたチーム運営費への継続的な投資を行ったことによりコストが先行することとなりました。

上記の結果、当連結会計年度におけるスポーツエンタテインメント事業の売上高は420,036千円（前年同期比47.1%増）、営業損失は164,435千円となりました。

#### （VCファンド事業）

当連結会計年度においては、「組織力」や「成長する組織への転換」に着目した投資を行い、投資先企業への「識学」導入による組織改善によって成長を支援するベンチャーキャピタルファンドを運営し、識学2号投資事業有限責任組合は新たに7社に対して出資を実行するなど、積極的な投資を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度におけるVCファンド事業の営業損失は93,096千円となりました。

#### （ハンズオン支援ファンド事業）

当連結会計年度においては、投資先のEXIT(IPO/M&A等)によるキャピタルゲインを収益源とする「組織改善支援×金融・ファイナンス支援」という独自性を持ったハンズオン支援ファンドを運営し、新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合が新たに1社に対して出資を実行し、ハンズオン支援を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度におけるハンズオン支援ファンド事業の営業損失は8,283千円となりました。

## (2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、長期借入金950,000千円の資金調達を行いました。また、第三者割当による新株式の発行により499,950千円の資金調達を行いました。

## (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は、総額で66,760千円であり、その主なものは、増床に伴う設備工事、什器備品等であります。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                           | 第5期<br>(2020年2月期) | 第6期<br>(2021年2月期) | 第7期<br>(2022年2月期) | 第8期<br>(2023年2月期)<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                    | 1,720,447         | 2,506,000         | 3,823,773         | 4,458,325                      |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)                           | 282,133           | 199,371           | 346,988           | △73,095                        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | 178,925           | △41,581           | 224,911           | △252,103                       |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円)            | 23.99             | △5.60             | 29.06             | △31.18                         |
| 総 資 産 (千円)                                    | 1,602,229         | 2,392,402         | 4,089,513         | 4,724,968                      |
| 純 資 産 (千円)                                    | 988,356           | 1,138,792         | 2,731,954         | 2,962,264                      |
| 1株当たり純資産 (円)                                  | 127.69            | 120.05            | 290.33            | 266.49                         |

- (注) 1. 記載金額 (1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産は除く) は、千円未満を切り捨てて記載しております。
2. 当社は、2019年6月1日付をもって普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                 | 資本金       | 出資比率  | 事業内容                                                                               |
|---------------------|-----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 識学1号投資事業有限責任組合      | 341,000千円 | 14.6% | ベンチャーキャピタル業務                                                                       |
| 福島スポーツエンタテインメント株式会社 | 10,000千円  | 88.6% | プロバスケットボールチーム"福島ファイヤーボンズ"の運営<br>プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(B.LEAGUE)の試合興行<br>グッズ・チケット販売 |
| 識学2号投資事業有限責任組合      | 711,000千円 | 7.0%  | ベンチャーキャピタル業務                                                                       |

(注) 1. 識学1号投資事業有限責任組合及び識学2号投資事業有限責任組合の「資本金」欄は、出資約束金額の総額を記載しております。

2. 特定子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

① 識学について正しく・広く認知される仕組みの構築

(i) 講師人材の確保

外部の方に識学を正しく理解頂くためには、理論を正確に理解し、顧客に解説できる講師が必須であるため、優秀な人材の獲得が重要であります。当社は、現在組織運営そのものを識学に基づいて行い、役割と権限の明確化により権限内であらゆることに挑戦できる環境と、成果が報酬に反映される明確な評価制度を構築し、優秀な人材が更なる成長感を求めて入社する環境を整えております。今後は本制度の改善と運用の徹底により、人材の内発的動機が自然発生する状態にしつつ、人材紹介会社等を通じた採用活動により、人員計画の達成を図ってまいります。

(ii) 講師育成の仕組み化

当社では、入社から講師認定の獲得までの期間は講師育成の期間とし、マニュアル・FAQ・動画確認・OJT・ロールプレイング等の手段を用いて、その学びの時間に集中させる仕組みを構築しております。現在は平均107日ほどの期間で入社後講師認定されておりますが、今後はそのノウハウをさらに高めることで育成リードタイムの短縮に取り組んでまいります。

### (iii) 認知度向上を目的とした識学の活用

識学は人の意識構造を研究した独自の理論であるため、学生や社会人のスポーツチーム、学校の教育コミュニティ、更には家庭まで、さまざまな集団で発生する課題に対して解決策を提供することが可能であると考えております。これらの集団で識学を実践し、実績を積み上げることが、当社の更なる認知度向上の手段としても有効であると考えているため、これらの集団に対する識学の提供についても取り組んでまいります。

## ② 販売経路や機会の多様化・拡大

当社は、当社の潜在的な見込顧客とネットワークを有する法人と提携し、顧客紹介の代理店を増やしております。また、当社ではパートナー制度を導入しております。当該制度では、パートナー契約の締結を基本とし、当該パートナー企業の役職員が識学の講師となり、最終的にはパートナー企業単独で識学サービスを提供します。更には、M&Aや事業承継等に代表される組織文化や風土が変革される前後においても、識学の活用は有効であるため、当該分野にネットワークを有する法人との連携も視野に入れた需要の取込施策も検討してまいります。これらの施策は、当社単独では効率的な開拓ができないエリアや業界に識学を普及させる手段として有効であると考えており、これにより経路別契約数の多様化を図ってまいります。

## ③ 提供するサービス品質の維持・向上

識学講師の品質が、顧客組織への浸透にとってキーとなります。そのため、一度認定された講師であっても月に1度の品質確認テストを受験し、一定基準を下回った場合には、再学習するという仕組みを構築しております。また、当該品質確認テストは、コンサルティング現場で発生した実際のFAQや隣接部門が習得した新たなノウハウで横展開できそうなものから出題されるため、講師品質の向上にも寄与する取組となっております。また今後は、サービス品質のみならず、識学社員としての品質向上を目的に、マナーや行動規範についてもチェックします。

## ④ 経営管理体制の強化

当社は、現状、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制の更なる充実・強化が課題であると認識しており、株主様、ステークホルダーの皆様にご信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取組みが不可欠であると考えております。そのため、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくととも

に、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

(7) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

| 事業区分            | 事業内容                                                                                                                                     |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 組織コンサルティング事業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識学を用いたマネジメントコンサルティングサービス</li> <li>・識学を用いた組織運営を補助するプラットフォームサービス</li> </ul>                        |
| スポーツエンタテインメント事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロバスケットボールチーム"福島ファイヤーボンズ"の運営</li> <li>・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(B.LEAGUE)の試合興行グッズ・チケット販売</li> </ul> |
| V C ファンド事業      | ベンチャーキャピタル業務                                                                                                                             |
| ハンズオン支援ファンド事業   | ベンチャーキャピタル業務                                                                                                                             |

(8) 主要な事業所 (2023年2月28日現在)

①当社

| 名称    | 所在地    |
|-------|--------|
| 本社    | 東京都品川区 |
| 大阪支店  | 大阪府中央区 |
| 福岡支店  | 福岡府中央区 |
| 名古屋支店 | 名古屋府中区 |

②子会社

| 名称                  | 所在地    |
|---------------------|--------|
| 識学1号投資事業有限責任組合      | 東京都品川区 |
| 福島スポーツエンタテインメント株式会社 | 福島県郡山市 |
| 識学2号投資事業有限責任組合      | 東京都品川区 |

(9) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数       | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 252名 (18名) | 37名増        |

(注) 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、アルバイト含む) は、年間の平均人数を計算し ( ) 内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 230名 (11名) | 44名増      | 36.9歳 | 1年11ヶ月 |

(注) 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、アルバイト含む) は、年間の平均人数を計算し ( ) 内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2023年2月28日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 370,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 274,998千円 |
| 株式会社常陽銀行     | 183,340千円 |
| 株式会社東京スター銀行  | 150,000千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 27,753千円  |

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,136,600株（自己株式349,101株を含む）
- (3) 株主数 3,427名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                                      | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 安藤 広大                                                                      | 2,331,300株 | 26.52%  |
| 株式会社A R S                                                                  | 1,120,000株 | 12.74%  |
| 福富 謙二                                                                      | 1,099,700株 | 12.51%  |
| 株式会社ティーケーピー                                                                | 860,500株   | 9.79%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                    | 180,000株   | 2.04%   |
| 梶山 啓介                                                                      | 156,311株   | 1.77%   |
| 株式会社S B I証券                                                                | 134,900株   | 1.53%   |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED O<br>MNIBUS-MARGIN (CASHPB)<br>（常任代理人 野村證券株式会社） | 134,300株   | 1.52%   |
| 楽天証券株式会社                                                                   | 99,600株    | 1.13%   |
| J P モルガン証券株式会社                                                             | 94,900株    | 1.07%   |

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、取締役を兼務しない上級執行役員2名に対して譲渡制限付株式報酬として、2022年6月16日付で自己株式36,022株を処分しています。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の名称           | 第1回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 発行決議日              | 2017年2月20日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の数            | 10個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 保有者数               | 取締役2名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数 | 普通株式60,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の払込金額         | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の行使価額         | 1株につき84円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 権利行使期間             | 2019年3月1日から<br>2027年2月20日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 行使の条件              | <p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退社、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。</p> <p>④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> |

(注) 2018年11月3日付で普通株式1株につき2,000株の割合で、2019年6月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。「新株予約権の目的である株式の種類と数」、「新株予約権の行使価額」は株式分割後の数値を記載しております。

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の名称           | 第7回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 発行決議日              | 2022年5月27日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の数            | 2,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 保有者数               | 取締役2名<br>上級執行役員2名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数 | 普通株式200,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の払込金額         | <p>以下の算式及び①から⑧の基礎数値に基づき算出した当社の普通株式1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。</p> $C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$ $d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$ <p>① 1株当たりのオプション価格 (C)<br/> ② 株価 (S)：2022年6月13日の東京証券取引所における会社の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）<br/> ③ 行使価格 (X)：1円<br/> ④ 予想残存期間 (t)：7.72年<br/> ⑤ ボラティリティ (σ)：3.30年間（2019年2月25日から2022年6月13日まで）の各取引日における会社の普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率<br/> ⑥ 無リスクの利率 (r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率<br/> ⑦ 配当利回り (λ)：1株当たりの配当金（2022年2月期の配当実績（記念配当を除く））÷上記②に定める株価<br/> ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N(d))</p> <p>*上記により算出される金額は本新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。<br/> *会社は本新株予約権の割当を受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺されるものとする。</p> |
| 新株予約権の行使価額         | 1株につき1円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 権利行使期間             | 2025年3月1日から<br>2035年2月28日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">行 使 の 条 件</p> | <p>① 2026年2月期までの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の売上高が、11,000百万円を超過し、かつ、同期間に係る当社の有価証券報告書の連結損益計算書に基づき算出される営業利益が、1,500百万円を超過した場合。</p> <p>上記における営業利益は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、営業利益の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権及びその他当社が発行する新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかる営業利益の額が適用される。なお、上記の売上高及び営業利益の判定に際しては、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、売上高及び営業利益の判定に際しては、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>② 新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社および当社子会社並びに当社関連会社の取締役、上級執行役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の名称           | 第5回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 発行決議日              | 2022年4月14日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の数            | 1,226個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 交付者数               | 従業員88名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数 | 普通株式122,600株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の払込金額         | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の行使価額         | 1株につき737円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 権利行使期間             | 2024年4月15日から<br>2032年4月14日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 行使の条件              | <p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社並びに当社関連会社の取締役、上級執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、死亡後1年以内に限り、その相続人または法定代表者が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。</p> |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の名称           | 第6回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 発行決議日              | 2022年5月20日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の数            | 6,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 交付者数               | 受託者※<br>※コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受託者として指定された者                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数 | 普通株式600,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の払込金額         | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使価額         | 1株につき689円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 権利行使期間             | 2024年6月1日から<br>2032年6月6日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 行使の条件              | ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする<br>② 本新株予約権者は、次に掲げる各号の条件を満たした場合に、受託者より付与された本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。 |

|                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">行 使 の 条 件</p> | <p>(a) 2024年2月期から2025年2月期までのいずれかの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の売上高が、8,300百万円を超過した場合 : 行使可能割合 40%</p> <p>(b) 2025年2月期から2026年2月期までのいずれかの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の売上高が、11,000百万円を超過した場合 : 行使可能割合 60%</p> <p>(c) (a)及び(b)いずれの条件も満たした場合 : 行使可能割合 100%</p> <p>なお、上記の売上高の判定に際しては、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、売上高の判定に際しては、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>③ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、上級執行役員、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2023年2月28日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                |
|---------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 安 藤 広 大 | 株式会社ARS 代表取締役<br>合同会社KDI 代表社員                                                                                                                                               |
| 取締役副社長  | 梶 山 啓 介 | 東日本営業本部長                                                                                                                                                                    |
| 取締役     | 細 窪 政   | グレートアジアキャピタル&コンサルティング合同会社 代表社員<br>株式会社サイサン 社外取締役<br>株式会社エム・ティー・スリー 社外監査役<br>株式会社ワコム 社外取締役（監査等委員）<br>ローランド ディー.ジー.株式会社 社外取締役<br>一般社団法人日本リスフコミュニケーション協会理事<br>株式会社ANSeeN 社外取締役 |
| 取締役     | 池 田 良 介 | 株式会社ウィルグループ 取締役会長<br>WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director<br>株式会社池田企画事務所 代表取締役<br>株式会社グラフィコ 社外取締役<br>株式会社揚羽 社外取締役                                                     |
| 常勤監査役   | 芝 田 誠   |                                                                                                                                                                             |
| 監査役     | 小 泉 勝 巳 | 小泉公認会計士事務所 代表<br>株式会社プレライズ 代表取締役<br>福島スポーツエンタテインメント株式会社 監査役                                                                                                                 |
| 監査役     | 松 本 卓 也 | 八千代工業株式会社 社外監査役<br>株式会社カイトテクノロジー 社外取締役<br>阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー/福岡オフィス所長                                                                                                      |

- (注) 1. 取締役細窪政氏、池田良介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役の小泉勝巳氏、小泉勝巳氏及び松本卓也氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役の小泉勝巳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は取締役細窪政氏及び池田良介氏、監査役芝田誠氏、小泉勝巳氏及び松本卓也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

| 役 名    | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                      |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 上級執行役員 | 池 浦 良 祐 | 事業推進本部長<br>新生識学パートナーズ株式会社 代表取締役社長 |
| 上級執行役員 | 佐々木 大 祐 | 経営推進部長                            |

## (2) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は原則として当社が負担しており、特約の一部を役員負担としております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月11日開催の取締役会決議によって決定方針を定めております。

#### (a)基本方針

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬等の非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、経営に対する独立性を重視し、基本報酬のみを支払うこととする。

#### (b)基本報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額又はその算定方法の決定方針

各取締役の職責、貢献度、及び執行状況並びに会社の業績や経済状況等を勘案し決定するものとする。

#### (c)非金銭報酬等がある場合には、その内容及び非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定方針

当社の業務執行取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式及びストック・オプションを付与するものとします。

譲渡制限付株式報酬は、一定期間の継続勤務を条件に、譲渡制限付株式を事前交付するインセンティブ制度です。譲渡制限付株式報酬の数の算定方法の決定に関する方針として、付与数は役位に応じて決定するものとする。報酬を与える時期、条件の決定に関する方針は今後の企業価値及び業績拡大を実現するにあたって、取締役会の審議の結果、必要と判断した際に支給するものとする。

ストック・オプションは、新株予約権の数の算定方法の決定に関する方針として、付与

数は役位に応じて決定するものとする。報酬を与える時期、条件の決定に関する方針は今後の企業価値及び業績拡大を実現するにあたって、取締役会の審議の結果、必要と判断した際に支給するものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年11月2日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は4名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年5月27日開催の第5期定時株主総会において、株式報酬の額を年額80百万円以内、株式数の上限を年100,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は5名です。

さらに、上記の当該金銭報酬及び株式報酬とは別枠で、2022年5月27日開催の第7期定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額300百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2018年11月2日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役個人別の報酬額については、取締役会の諮問機関として設置する指名報酬委員会が審議・決定した各取締役の報酬額案を取締役に提示し、審議を経て取締役会決議により決定されるものとしております。

なお、当社取締役会は取締役個人別の報酬案が役員報酬に関する社内基準に基づいていることを確認していることから、その内容が決定方針に沿ったものであると判断しております。

④ 監査役の報酬の内容の決定に関する方針等

当社の監査役に対する報酬等については、固定報酬である「基本報酬」のみとし、各監査役の基本報酬の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各監査役の職務の内容や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定しております。

### ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円)     |             |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|--------------------|--------------------|-------------|--------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等   |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 83,868<br>(8,244)  | 74,397<br>(8,244)  | —           | 9,471<br>(—) | 6<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 11,616<br>(11,616) | 11,616<br>(11,616) | —           | —            | 4<br>(4)              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく費用計上額を記載しております。
3. 非金銭報酬等として取締役に対してストック・オプションを付与しております。当該ストック・オプションの内容及びその付与状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。
4. 上記の取締役及び監査役の対象となる役員の員数には、2022年5月27日の第7期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役細窪政氏は、グレートアジアキャピタル&コンサルティング合同会社の代表社員、株式会社サイサンの社外取締役、株式会社エム・ティー・スリーの社外監査役、株式会社ワコム（監査等委員）、ローランド・ディー・ジー・株式会社の社外取締役、株式会社ANSeeNの社外取締役、一般社団法人日本リスクコミュニケーション協会の理事を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・社外取締役池田良介氏は、株式会社ウィルグループの取締役会長を兼任しております。当該兼務先と当社は営業取引を行っております。なお、WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. のDirector、株式会社池田企画事務所の代表取締役、株式会社グラフィコの社外取締役、及び株式会社揚羽の社外取締役を兼務しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・社外監査役小泉勝巳氏は、小泉公認会計士事務所の代表及び株式会社プレライズの代表取締役を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・社外監査役松本卓也氏は、八千代工業株式会社の社外監査役、株式会社カイテクノロジーの社外取締役、及び阿部・井窪・片山法律事務所のパートナー/福岡オフィス所長を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名      | 主な活動状況                                                                                                                                            |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 細 窪 政   | 当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                                   |
| 取締役 | 池 田 良 介 | 当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、多くの会社社員の経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                                           |
| 監査役 | 芝 田 誠   | 当事業年度に開催された取締役会15回のすべて、監査役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、当社以外での取締役、監査役としての豊富な経験及び見識に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 小 泉 勝 巳 | 当事業年度に開催された取締役会15回のすべて、監査役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。                |
| 監査役 | 松 本 卓 也 | 2022年5月の就任後、12回開催された取締役会のすべて、11回開催された監査役会のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。       |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役細窪政氏及び池田良介氏は、多くの会社社員の経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対して有用な助言・提案等を期待されており、在任期間中における両氏の助言・提案等によって当社の経営体制が更に強化されたものと判断しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(注) 2022年5月27日開催の第7期定時株主総会において、新たに太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったE Y新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

|                                    | 太陽有限責任監査法人 | E Y新日本有限責任<br>監査法人 | 支払額合計    |
|------------------------------------|------------|--------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額             | 29,400千円   | —                  | 29,400千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 31,080千円   | 1,300千円            | 32,380千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 全ての取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任を達成するため、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備の上、その周知徹底を図る。
- ・ 市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
- ・ 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- ・ 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- ・ 内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ・ 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報者制度規程」を備え、これを周知し、運営する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ・ 「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ・ 「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
  - ・取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。
  - ・取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速な業務を執行する。
  - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。
- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社の事前承認を必要とする事項や当社への報告を必要とする事項を「関係会社管理規程」に定め、子会社から当社へ適時適切に報告等が行われる体制を整備する。
  - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社の経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクの排除又は軽減に努めるよう指導する。また、不測の事態が発生した場合、子会社での迅速な対応を支援するため、子会社から当社への報告体制を構築する。
  - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社の経営計画の進捗状況について、定期的に報告を求め、当社から経営計画の達成のための指導を行う。
  - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制  
当社グループの共有行動基準として『識学』を子会社に周知する。また、子会社で生じた内部通報について、その内容及び状況が適切に報告される体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
- ⑦ 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
  - ・ 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- ⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑫ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。
  - ・ 監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当事業年度において取締役会は15回開催され、取締役及び監査役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役2名、社外取締役2名の4名で構成されており、社外取締役に対して事前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し活発な議論が行われております。
- ② リスク管理体制  
内部監査担当において、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。
- ③ コンプライアンス管理体制  
コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。また、コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス違反の有無をモニタリングすることにより、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。
- ④ 監査役の監査体制  
監査役会を17回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施すると共に、取締役会への出席や代表取締役社長との定期的な会合をもつことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査を通じて業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としています。

当社は、定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けております。しかしながら、当事業年度においては、当期純損失を計上したため、無配といたしました。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                |                  |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>4,023,419</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,112,926</b> |
| 現金及び預金                 | 2,637,895        | 1年内返済予定の長期借入金          | 365,476          |
| 売掛金                    | 425,428          | 未払金                    | 128,005          |
| 営業投資有価証券               | 576,715          | 未払費用                   | 232,754          |
| 商品                     | 6,242            | 前受金                    | 313,492          |
| 貯蔵品                    | 2,349            | その他                    | 73,197           |
| 前払費用                   | 323,512          | <b>固 定 負 債</b>         | <b>649,776</b>   |
| その他                    | 57,392           | 長期借入金                  | 640,615          |
| 貸倒引当金                  | △6,115           | 繰延税金負債                 | 9,161            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>701,548</b>   | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,762,703</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>149,669</b>   | 純 資 産 の 部              |                  |
| 建物                     | 116,064          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,329,775</b> |
| 工具、器具及び備品              | 16,884           | 資 本 金                  | 265,159          |
| 建設仮勘定                  | 16,720           | 資 本 剰 余 金              | 2,032,394        |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>177,354</b>   | 利 益 剰 余 金              | 322,467          |
| のれん                    | 54,797           | 自 己 株 式                | △290,245         |
| その他                    | 122,556          | その他の包括利益累計額            | 12,033           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>374,524</b>   | その他有価証券評価差額金           | 12,033           |
| 投資有価証券                 | 101,820          | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>51,778</b>    |
| 繰延税金資産                 | 61,743           | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>   | <b>568,677</b>   |
| その他                    | 211,160          | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,962,264</b> |
| 貸倒引当金                  | △200             | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>4,724,968</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>4,724,968</b> |                        |                  |

# 連 結 損 益 計 算 書

( 自 2022年 3 月 1 日 )  
( 至 2023年 2 月28日 )

(単位：千円)

| 科 目                              | 金 額       |
|----------------------------------|-----------|
| 売 上 高                            | 4,458,325 |
| 売 上 原 価                          | 1,020,677 |
| 売 上 総 利 益                        | 3,437,648 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費              | 3,495,107 |
| 営 業 損 失 (△)                      | △57,459   |
| 営 業 外 収 益                        |           |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益                | 1,466     |
| 受 取 利 息                          | 20        |
| 助 成 金 収 入                        | 1,140     |
| 保 険 解 約 返 戻 金                    | 2,922     |
| 雑 収 入                            | 6,836     |
| そ の 他                            | 732       |
| 営 業 外 費 用                        | 13,118    |
| 支 払 利 息                          | 3,742     |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失              | 4,894     |
| 株 式 交 付 費                        | 4,249     |
| 譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 償 却            | 14,497    |
| そ の 他                            | 1,370     |
| 経 常 損 失 (△)                      | 28,754    |
| 特 別 損 失                          | △73,095   |
| 減 損 損 失                          | 225       |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損                | 194,356   |
| 解 約 違 約 金                        | 30,400    |
| 当 期 純 損 失 (△)                    | △298,076  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税            | 36,716    |
| 法 人 税 等 調 整 額                    | 23,631    |
| 当 期 純 損 失 (△)                    | △358,424  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 (△) | △106,320  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 (△) | △252,103  |

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2022年 3 月 1 日 )  
( 至 2023年 2 月28日 )

(単位：千円)

|                                            | 株主資本     |           |          |          |           |
|--------------------------------------------|----------|-----------|----------|----------|-----------|
|                                            | 資本金      | 資本剰余金     | 利益剰余金    | 自己株式     | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                                  | 866,284  | 936,859   | 591,311  | △41,754  | 2,352,700 |
| 当 期 変 動 額                                  |          |           |          |          |           |
| 新 株 の 発 行                                  | 249,975  | 249,975   |          |          | 499,950   |
| 新 株 の 発 行<br>( 新 株 予 約 権 の 行 使 )           | 5,184    | 5,184     |          |          | 10,368    |
| 減 資                                        | △856,284 | 856,284   |          |          | －         |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る<br>当 期 純 損 失 (△)       |          |           | △252,103 |          | △252,103  |
| 自 己 株 式 の 取 得                              |          |           |          | △294,246 | △294,246  |
| 自 己 株 式 の 処 分                              |          | △10,959   |          | 45,754   | 34,795    |
| 新 株 予 約 権 の 発 行                            |          |           |          |          | －         |
| 新 株 予 約 権 の 取 得 及 び 消 却                    |          |           |          |          | －         |
| 非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る<br>親 会 社 の 持 分 変 動 |          | △4,949    | △34,308  |          | △39,258   |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 (純 額)     |          |           | 17,568   |          | 17,568    |
| 当 期 変 動 額 合 計                              | △601,125 | 1,095,535 | △268,843 | △248,491 | △22,925   |
| 当 期 末 残 高                                  | 265,159  | 2,032,394 | 322,467  | △290,245 | 2,329,775 |

|                          | その他の包括利益累計額  | 新株予約権  | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|--------------------------|--------------|--------|---------|-----------|
|                          | その他有価証券評価差額金 |        |         |           |
| 当 期 首 残 高                | 11,075       | 600    | 367,577 | 2,731,954 |
| 当 期 変 動 額                |              |        |         |           |
| 新 株 の 発 行                |              |        |         | 499,950   |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)  |              |        |         | 10,368    |
| 減 資                      |              |        |         | —         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)   |              |        |         | △252,103  |
| 自己株式の取得                  |              |        |         | △294,246  |
| 自己株式の処分                  |              |        |         | 34,795    |
| 新株予約権の発行                 |              | 51,778 |         | 51,778    |
| 新株予約権の取得及び消却             |              | △600   |         | △600      |
| 非支配株主との取引に係る<br>親会社の持分変動 |              |        |         | △39,258   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)  | 958          |        | 201,099 | 219,626   |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 958          | 51,178 | 201,099 | 230,310   |
| 当 期 末 残 高                | 12,033       | 51,778 | 568,677 | 2,962,264 |

# 連 結 注 記 表

## 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 識学1号投資事業有限責任組合  
福島スポーツエンタテインメント株式会社  
識学2号投資事業有限責任組合

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ①持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数 2社

主要な関連会社の名称 新生識学パートナーズ株式会社  
新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合

#### ②持分法を適用していない関連会社の状況

開成山クロスフィールド郡山株式会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、識学1号投資事業有限責任組合の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、福島スポーツエンタテインメント株式会社の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、2月28日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用して連結決算を行っております。

また、識学2号投資事業有限責任組合の決算日は5月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、11月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ.有価証券

###### その他有価証券

市場価格のない株式等（営業投資有価証券を含む）以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等（営業投資有価証券を含む）

移動平均法による原価法を採用しております。

###### 投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

###### ロ.棚卸資産

###### 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

###### 貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

##### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 8～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 |

## 無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

## ③重要な引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ④繰延資産の処理方法

### 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

## ⑤収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### イ. 組織コンサルティング事業

#### マネジメントコンサルティングサービス

当サービスにおいては、主にマンツーマントレーニングである「マスタートレーニング」をはじめとした識学に基づく組織運営を導入・浸透させ、組織の生産性を上げるサービスを提供しております。当該履行義務は顧客にサービスを提供した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

#### プラットフォームサービス

当サービスにおいては、主に識学による組織運営が定着するための継続的な運用支援を行う「識学 基本サービス」を提供しております。当該履行義務は月毎のサービス提供時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

### ロ. スポーツエンタテインメント事業

当事業においては、プロバスケットボールチーム「福島ファイヤーボンズ」の運営を行っており、主にスポンサー契約による選手ユニフォームや試合会場内看板等にスポンサー企業の社名やロゴを掲載しております。当該履行義務は、スポンサー契約期間にわたって充足されると判断し、当該契約期間にわたり、収益を認識しております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

営業投資有価証券及び投資有価証券（市場価格のない株式等）の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| 科目名      | 当連結会計年度   |
|----------|-----------|
| 営業投資有価証券 | 576,715千円 |
| 投資有価証券   | 56,518千円  |

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

市場価格のない株式等である営業投資有価証券及び投資有価証券の取得原価は、取得時の持分純資産価額に超過収益力等を反映した実質価額に基づいて計上されていますが、財政状態の悪化や超過収益力等の毀損状況により実質価額が著しく低下したときは、減損処理を実施することとしております。

減損処理を実施していない営業投資有価証券及び投資有価証券については、投資先における市場環境の変化、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況、直近のファイナンス状況等から、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、超過収益力等は毀損しておらず、実質価額は著しく低下していないと判断しています。なお、見積りに用いた投資先事業計画の不確実性は高く、実質価額が著しく低下した場合には、営業投資有価証券及び投資有価証券の減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 45,495千円

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,136,600株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

- ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

普通株式 103,500株

## 7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は上場株式、非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

短期借入金、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金融機関からの借入により調達しております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- (i) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

- (ii) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

為替及び金利の変動リスクについては、常時モニタリングしており、リスクの軽減に努めております。上場株式については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

- (iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新すると共に、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（営業投資有価証券を含む）は、次表には含めておりません。（注2）を参照ください。）

(単位：千円)

|                                | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差額      |
|--------------------------------|----------------|---------|---------|
| (1) 投資有価証券                     | 32,801         | 32,801  | —       |
| 資産計                            | 32,801         | 32,801  | —       |
| (1) 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金含む) | 1,006,091      | 992,740 | △13,350 |
| 負債計                            | 1,006,091      | 992,740 | △13,350 |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

「現金及び預金」及び「売掛金」については、現金であること及び短期で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「投資有価証券」の時価については、株式は取引所の価格によっております。

「長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)」の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等（営業投資有価証券を含む）の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 645,734    |

(注3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

| 区分                      | 時価     |      |      |        |
|-------------------------|--------|------|------|--------|
|                         | レベル1   | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 32,801 | —    | —    | 32,801 |

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |         |      |         |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金 | —    | 992,740 | —    | 992,740 |
| 負債計   | —    | 992,740 | —    | 992,740 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| セグメント区分            | 当連結会計年度   |
|--------------------|-----------|
| 組織コンサルティング事業       |           |
| マネジメントコンサルティングサービス | 2,408,719 |
| プラットフォームサービス       | 1,616,212 |
| スポーツエンタテインメント事業    | 420,036   |
| その他事業              | 13,357    |
| 顧客との契約から生じる収益      | 4,458,325 |
| 外部顧客への売上高          | 4,458,325 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約資産及び契約負債の残高等

契約負債である前受金は、顧客からサービス料金を一括で受領すること等による前受金で、サービス提供時点又はサービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。

当連結会計年度における当社グループの契約残高の内訳は以下のとおりであります。連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に計上しており、契約負債は「前受金」に計上しております。

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度 |
|---------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 |         |
| 売掛金（期首残高）     | 306,926 |
| 売掛金（期末残高）     | 425,428 |
| 契約負債          |         |
| 前受金（期首残高）     | 252,364 |
| 前受金（期末残高）     | 313,492 |

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1株当たり純資産額     | 266円49銭 |
| 1株当たり当期純損失（△） | △31円18銭 |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

### (資本金の減少)

当社は、2023年4月14日開催の取締役会において、2023年5月26日に開催予定の第8期定時株主総会に資本金の額の減少に関する議案を付議することを決議いたしました。

#### 1. 資本金の額の減少の目的

今後の当社における資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

#### 2. 資本金の額の減少の要領

##### (1) 減少する資本金の額

資本金の額265,159,250円を255,159,250円減少して10,000,000円といたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合等により、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動することがございます。

##### (2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### 3. 資本金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日 2023年4月14日

(2) 定時株主総会決議日 2023年5月26日（予定）

(3) 債権者異議申述最終期日 2023年7月27日（予定）

(4) 減資の効力発生日 2023年8月1日（予定）

#### 4. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。なお、本件は、2023年5月26日開催予定の第8期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

# 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                  | 負債の部            |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科目              | 金額               | 科目              | 金額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,271,719</b> | <b>流動負債</b>     | <b>947,643</b>   |
| 現金及び預金          | 2,380,197        | 1年内返済予定の長期借入金   | 365,476          |
| 売掛金             | 367,930          | 未払金             | 98,027           |
| 営業投資有価証券        | 157,583          | 未払費用            | 223,673          |
| 貯蔵品             | 2,338            | 前受金             | 231,942          |
| 前払費用            | 319,155          | 預り金             | 6,295            |
| その他             | 50,559           | その他             | 22,229           |
| 貸倒引当金           | △6,046           | <b>固定負債</b>     | <b>640,615</b>   |
| <b>固定資産</b>     | <b>787,601</b>   | 長期借入金           | 640,615          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>137,621</b>   | <b>負債合計</b>     | <b>1,588,258</b> |
| 建物              | 111,968          | 純資産の部           |                  |
| 工具、器具及び備品       | 8,932            | <b>株主資本</b>     | <b>2,410,293</b> |
| 建設仮勘定           | 16,720           | 資本金             | 265,159          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>242,948</b>   | 資本剰余金           | 2,032,394        |
| のれん             | 51,238           | 資本準備金           | 1,095,944        |
| ソフトウェア          | 191,709          | その他資本剰余金        | 936,450          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>407,031</b>   | <b>利益剰余金</b>    | <b>402,985</b>   |
| 投資有価証券          | 38,450           | その他利益剰余金        | 402,985          |
| その他の関係会社有価証券    | 87,985           | 繰越利益剰余金         | 402,985          |
| 長期前払費用          | 30,184           | <b>自己株式</b>     | <b>△290,245</b>  |
| 繰延税金資産          | 61,743           | 評価・換算差額等        | 8,990            |
| 関係会社株式          | 13,184           | その他有価証券評価差額金    | 8,990            |
| その他             | 175,682          | <b>新株予約権</b>    | <b>51,778</b>    |
| 貸倒引当金           | △200             | <b>純資産合計</b>    | <b>2,471,062</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,059,321</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>4,059,321</b> |

# 損 益 計 算 書

( 自 2022年 3 月 1 日 )  
( 至 2023年 2 月 28日 )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     | 金 額       |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 4,024,151 |
| 売 上 原 価               |         | 554,459   |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,469,692 |
| 販売費及び一般管理費            |         | 3,384,310 |
| 営 業 利 益               |         | 85,381    |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 15      |           |
| 業 務 受 託 収 入           | 56,499  |           |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益     | 1,466   |           |
| 雑 収 入                 | 11,336  |           |
| そ の 他                 | 1,107   | 70,426    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 3,564   |           |
| 株 式 交 付 費             | 2,761   |           |
| 譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 償 却 | 14,497  |           |
| そ の 他                 | 354     | 21,178    |
| 経 常 利 益               |         | 134,629   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 益   | 17,569  | 17,569    |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 167,488 |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 113,952 |           |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損     | 54,352  |           |
| 解 約 違 約 金             | 30,400  | 366,194   |
| 税引前当期純損失 (△)          |         | △213,995  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 36,445  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 23,631  | 60,076    |
| 当 期 純 損 失 (△)         |         | △274,072  |

## 株主資本等変動計算書

(自 2022年 3月 1日)  
(至 2023年 2月 28日)

(単位：千円)

|                     | 株主資本     |           |          |           |          |
|---------------------|----------|-----------|----------|-----------|----------|
|                     | 資本金      | 資本剰余金     |          |           | 利益剰余金    |
|                     |          | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金 |
|                     |          |           |          | 繰越利益剰余金   |          |
| 当期首残高               | 866,284  | 840,784   | 91,124   | 931,909   | 677,058  |
| 当期変動額               |          |           |          |           |          |
| 新株の発行               | 249,975  | 249,975   |          | 249,975   |          |
| 新株の発行(新株予約権の行使)     | 5,184    | 5,184     |          | 5,184     |          |
| 減資                  | △856,284 |           | 856,284  | 856,284   |          |
| 当期純損失(△)            |          |           |          |           | △274,072 |
| 自己株式の取得             |          |           |          |           |          |
| 自己株式の処分             |          |           | △10,959  | △10,959   |          |
| 新株予約権の発行            |          |           |          |           |          |
| 新株予約権の取得及び消却        |          |           |          |           |          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |          |           |          |           |          |
| 当期変動額合計             | △601,125 | 255,159   | 845,325  | 1,100,484 | △274,072 |
| 当期末残高               | 265,159  | 1,095,944 | 936,450  | 2,032,394 | 402,985  |

|                     | 株主資本     |          |            | 評価・換算差額等         | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|---------------------|----------|----------|------------|------------------|-----------|-----------|
|                     | 利益剰余金    | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |                  |           |           |
|                     | 利益剰余金合計  |          |            | その他有価証券<br>評価差額金 |           |           |
| 当期首残高               | 677,058  | △41,754  | 2,433,498  | 8,722            | 600       | 2,442,821 |
| 当期変動額               |          |          |            |                  |           |           |
| 新株の発行               |          |          | 499,950    |                  |           | 499,950   |
| 新株の発行(新株予約権の行使)     |          |          | 10,368     |                  |           | 10,368    |
| 減資                  |          |          | —          |                  |           | —         |
| 当期純損失(△)            | △274,072 |          | △274,072   |                  |           | △274,072  |
| 自己株式の取得             |          | △294,246 | △294,246   |                  |           | △294,246  |
| 自己株式の処分             |          | 45,754   | 34,795     |                  |           | 34,795    |
| 新株予約権の発行            |          |          |            |                  | 51,778    | 51,778    |
| 新株予約権の取得及び消却        |          |          |            |                  | △600      | △600      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |          |          |            | 267              |           | 267       |
| 当期変動額合計             | △274,072 | △248,491 | △23,205    | 267              | 51,178    | 28,241    |
| 当期末残高               | 402,985  | △290,245 | 2,410,293  | 8,990            | 51,778    | 2,471,062 |

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式及びその他の関係会社有価証券  
移動平均法による原価法を採用しております。

#### ②その他有価証券

投資事業有限責任組合等への出資

持分法適用関連会社となる組合については、仮決算を行った組合の財務諸表に基づいて組合の資産、負債、収益及び費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

その他の組合については、入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|    |       |
|----|-------|
| 建物 | 8～15年 |
|----|-------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 |
|-----------|-------|

無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却することとしております。

(6) 収益及び費用の計上基準

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

投資有価証券（市場価格のない株式等）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| 科目名          | 当連結会計年度   |
|--------------|-----------|
| 営業投資有価証券     | 157,583千円 |
| 投資有価証券       | 38,450千円  |
| その他の関係会社有価証券 | 87,985千円  |

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報については、連結注記表「4.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

|                   |          |
|-------------------|----------|
| (1)有形固定資産の減価償却累計額 | 40,884千円 |
| (2)関係会社に対する債権・債務  |          |
| 短期金銭債権            | 264千円    |

#### 5. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用 35,253千円

営業取引以外の取引による取引高 56,347千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 349,101株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 未払賞与      | 15,757千円   |
| 貸倒引当金     | 1,867千円    |
| 関係会社株式評価損 | 153,288千円  |
| 投資有価証券評価損 | 34,892千円   |
| 減価償却超過額   | 9,246千円    |
| 営業権       | 22,613千円   |
| 新株予約権     | 15,670千円   |
| その他       | 26,996千円   |
| 小計        | 280,332千円  |
| 評価性引当額    | △213,959千円 |
| 合計        | 66,101千円   |

### 繰延税金負債

|           |          |
|-----------|----------|
| 投資事業組合運用益 | △4,085千円 |
| その他       | △271千円   |
| 合計        | △4,357千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 61,743千円 |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類       | 会社等の名称                       | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係                   | 取引の内容          | 取引金額<br>(千円) | 科目            | 期末残高<br>(千円) |
|----------|------------------------------|---------------------------|---------------------------------|----------------|--------------|---------------|--------------|
| 子会社      | 福島スポーツエ<br>ンタテインメン<br>ト株式会社  | 所有<br>直接88.6%             | 資金の貸付<br>業務受託<br>役員の兼任<br>出資の引受 | 資金の貸付<br>(注) 1 | 300,000      | 関係会社<br>長期貸付金 | —            |
|          |                              |                           |                                 | 資金の回収<br>(注) 1 | 405,000      | 関係会社<br>長期貸付金 | —            |
|          |                              |                           |                                 | 利息の受取<br>(注) 1 | 447          | —             | —            |
|          |                              |                           |                                 | 業務受託<br>(注) 2  | 3,200        | 流動資産<br>その他   | 220          |
|          |                              |                           |                                 | 増資の引受<br>(注) 3 | 425,000      | —             | —            |
| 子会社      | 識学1号<br>投資事業有限<br>責任組合       | 所有<br>直接14.6%             | 業務受託                            | 業務受託<br>(注) 2  | 10,229       | 前受金           | 935          |
| 子会社      | 識学2号<br>投資事業有限<br>責任組合       | 所有<br>直接7.0%              | 業務受託<br>出資の引受                   | 業務受託<br>(注) 2  | 22,469       | 前受金           | 6,220        |
|          |                              |                           |                                 | 出資の引受<br>(注) 4 | 48,593       | —             | —            |
| 関連<br>会社 | 新生識学パート<br>ナース株式会社           | 所有<br>直接50.0%             | 業務受託                            | 業務受託<br>(注) 2  | 19,999       | 前受金           | 18,333       |
| 関連<br>会社 | 新生識学成長支<br>援1号投資事業<br>有限責任組合 | 所有<br>直接49.9%             | 出資の引受                           | 出資の引受<br>(注) 4 | 24,975       | —             | —            |

### 取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。  
2. 業務受託は業務内容を勘案して、両社協議の上で決定しております。  
3. 子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。  
4. キャピタルコール方式による出資の引受であります。

5. 当社と関連を有さない第三者との取引における一般的取引条件と同様に決定しております。
6. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

#### 9. 収益認識に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1株当たり純資産額     | 275円31銭 |
| 1株当たり当期純損失(△) | △33円90銭 |

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年4月20日

株式会社識学  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠田友彦 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社識学の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社識学及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月20日

株式会社識学  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠田友彦 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社識学の2022年3月1日から2023年2月28日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また非常勤取締役との意見交換を定期的実施するなどの連携を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に対面またはWeb会議システム等で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに代表取締役社長と定期的に面談を行い監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り必要に応じて子会社から事業の報告を受け往査による実地調査を行いました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。それらをもとに会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月25日

株式会社識学 監査役会

|                   |         |   |
|-------------------|---------|---|
| 常勤監査役<br>(社外監査役)  | 芝 田 誠   | Ⓔ |
| 非常勤監査役<br>(社外監査役) | 小 泉 勝 巳 | Ⓔ |
| 非常勤監査役<br>(社外監査役) | 松 本 卓 也 | Ⓔ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本金の額の減少の件

今後の当社における資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これにより減少する資本金の額と同額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額265,159,250円のうち255,159,250円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

#### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年8月1日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | あん どう こう だい<br>安藤 広 大<br>(1979年11月5日生) | 2002年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現株式会社NTTドコモ)入社<br>2006年4月 ジェイコム株式会社(現ライク株式会社)入社<br>2010年6月 ジェイコム株式会社(現ライクスタッフィング株式会社) 取締役東京本社営業副本部長<br>2012年6月 同社営業副本部長兼東京本社営業部長兼事業開発部長<br>2013年1月 株式会社WEIC入社、執行役員社長室室長<br>2013年1月 合同会社KDI設立、代表社員（現任）<br>2015年3月 当社設立、代表取締役社長（現任）<br>2017年11月 株式会社ARS設立、代表取締役（現任） | 2,331,300株     |
|       | 取締役候補者<br>とした理由                        | 安藤広大氏は、設立以来、業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社の経営上重要な意思決定及び業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                        |                |
| 2     | かじ やま けい すけ<br>梶山 啓 介<br>(1981年8月10日生) | 2005年4月 シティバンク銀行株式会社入行<br>2007年1月 株式会社エッジコネクション設立、取締役副社長<br>2015年3月 当社取締役営業部長<br>2017年9月 当社取締役営業本部長兼東京営業部長<br>2018年9月 当社取締役営業本部長<br>2019年3月 当社取締役副社長兼営業本部長<br>2022年3月 当社取締役副社長兼東日本営業本部長兼西日本営業本部長<br>2023年3月 当社取締役副社長兼営業本部長（現任）                                                             | 156,311株       |
|       | 取締役候補者<br>とした理由                        | 梶山啓介氏は、入社以来、営業部門に携わり、幅広い業務経験及び知識を有しており、現在は営業本部長として営業部門全体を牽引し、当社主力事業の拡大の中心的役割を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                           |                |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 3         | <p style="text-align: center;">ほそ くぼ おさむ</p> <p style="text-align: center;">細 窪 政<br/>(1961年2月3日生)</p> | <p>1983年4月 日本信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入行</p> <p>1989年7月 日本アセアン投資株式会社(現日本アジア投資株式会社)入社</p> <p>2005年4月 同社執行役員</p> <p>2007年6月 同社取締役</p> <p>2009年7月 日亜投資諮詢(上海)有限公司(JAPAN ASIA INVESTMENT(CHINA) CO., LTD.) 董事長</p> <p>2012年6月 日本アジア投資株式会社代表取締役社長</p> <p>2017年7月 グレートアジアキャピタル&amp;コンサルティング合同会社設立、代表社員(現任)</p> <p>2017年10月 当社取締役(現任)</p> <p>2017年11月 株式会社サイサン 社外取締役(現任)</p> <p>2018年2月 株式会社Kips 取締役</p> <p>2018年12月 株式会社エム・ティー・スリー 社外監査役(現任)</p> <p>2019年6月 株式会社ワコム 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2020年3月 ローランド ディー.ジー.株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>2020年7月 一般社団法人日本リスクコミュニケーション協会理事(現任)</p> <p>2020年9月 株式会社ANSeeN 社外取締役(現任)</p> | <p style="text-align: center;">一株</p> |
|           | <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p>                                                                       | <p>細窪政氏は、会社役員及びベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導を頂けるものと判断したため、当社の社外取締役候補者いたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4 ※       | まつ むら かん<br>松村 寛<br>(1964年4月12日生)     | 1988年9月 Shino Enterprise, Inc.代表取締役<br>1990年4月 株式会社朝日アーサー・アンダーセン入社<br>1993年2月 ソニー生命保険株式会社入社<br>2001年4月 同社部長<br>2003年3月 SIVEXリスクマネジメント株式会社代表取締役<br>(現任)<br>2005年9月 SIVEX株式会社代表取締役社長 (現任)<br>2015年12月 Pleco Investment and Consulting<br>Pte.LTD. 兼 Reperesentative for Japan<br>Consulting Pte.LTD. (現任)<br>2015年12月 Garam Insurance PCC Ltd 最高経営責任者<br>CEO (現任) | 一株             |
|           | 社外取締役候補者<br>とした理由及び<br>期待される役割の<br>概要 | 松村寛氏は、海外企業でのCEOとしての経験及び機関投資家としての経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対して有用な助言・提案等が頂けることを期待し、当社の社外取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                                                                                                                                  |                |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 細窪政氏及び松村寛氏は、社外取締役候補者であります。
4. 細窪政氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年7ヶ月であります。
5. 当社は、細窪政氏との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。細窪政氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、松村寛氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、細窪政氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。細窪政氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、松村寛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2024年2月に当該保険契約を更新する予定です。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| なが た ゆきひろ<br>永田幸洋<br>(1978年1月29日生) | 2006年10月 弁護士登録<br>2006年10月 TMI総合法律事務所入所<br>2012年5月 ジョージタウン大学ロースクール卒業(LL.M.)<br>2013年7月 TMI総合法律事務所 復帰<br>2014年2月 カリフォルニア州弁護士登録<br>2019年1月 TMI総合法律事務所 パートナー<br>2022年2月 賢誠総合法律事務所丸の内事務所パートナー<br>(現任) | －株             |
| 補欠の社外監査役候補者<br>とした理由               | 永田幸洋氏は、弁護士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため当社の補欠監査役候補者となりました。                                                                                                                           |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 永田幸洋氏は社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 永田幸洋氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結する予定であります。
4. 永田幸洋氏が監査役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。永田幸洋氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

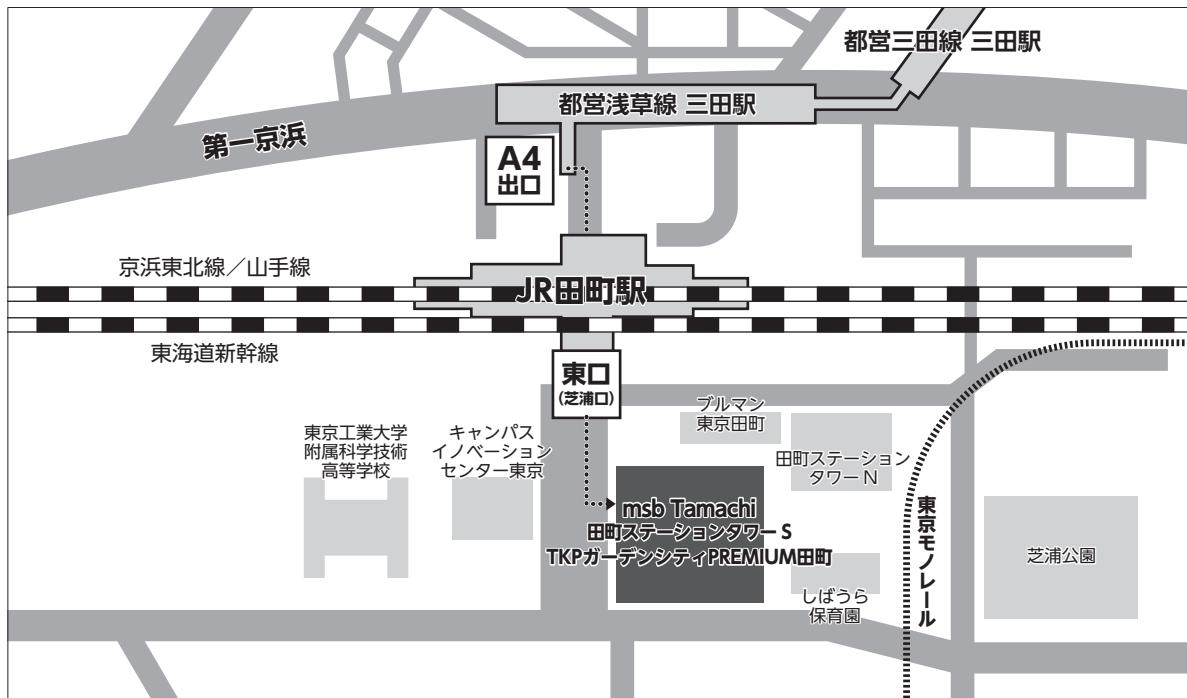
## 会場

東京都港区芝浦三丁目1番21号

**msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階**  
**TKPガーデンシティPREMIUM田町**

## 交通のご案内

- ・京浜東北線／山手線 **JR田町駅 東口** (徒歩1分)
- ・都営浅草線／都営三田線 **都営地下鉄 三田駅 A4出口** (徒歩3分)



●駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主様においては、株主総会開催時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況や、ご自身の健康状態を考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染防止のためのご協力をお願いする場合がございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**UD**  
**FONT**

見やすく読みましがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。